

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

新居浜市

2 構造改革特別区域の名称

新居浜七福芋焼酎特区

3 構造改革特別区域の範囲

新居浜市の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 位置と地勢

新居浜市は、四国の瀬戸内海側中央部に位置し、北側は瀬戸内海、南側は四国山脈（赤石山系）が連なり、標高 1,500m 以上の連峰が海岸部に近接している日本でも珍しい地形となっている。市街地から海・山への距離が近く、風光明媚な景色、海・山両方のレジャーを気軽に満喫できる。松山自動車道の新居浜 I C から松山 I C、高知 I C へは約 1 時間、高松 I C、徳島 I C、岡山 I C へは約 1 時間 30 分で行くことができ、四国全域、中国地方にアクセスしやすい立地となっている。

元禄 4 年、住友家による別子銅山の開坑により繁栄し、先人の知恵と精神、不断の努力により発展した歴史がある。日本三大銅山の一つであり、日本の近代化をリードした別子銅山の貴重な産業遺産が市内には数多く遺されており、本市の発展を目に見える形で伝えている。その歴史・誇りをまちのアイデンティティとし、まちづくりに取り組むため、本市発展の礎となった別子銅山にちなみ、本市を「あかがねのまち」と称している。東平地区に残る貯鉱庫跡は「東洋のマチュピチュ」と呼ばれ、観光地としても人気が出てきているほか、毎年 10 月には、四国三大祭りのひとつに数えられる世界に誇れる勇壮華麗な新居浜太鼓祭りが開催され、毎年約 20 万人の観光客を魅了している。

(2) 気候

気候は、温暖で少雨、晴天が多いことが特徴である瀬戸内式気候で、年間平均気温 17.3℃（令和 5 年）と年間を通して温暖であり、年間で 1,000 mm 前後の降水量がある。

サツマイモは寒さに弱いことから、温暖な気候が栽培には適しており、生育適温は 20℃から 35℃とされており、やや乾燥した土地、気候が望ましいと言われている。

本市の離島である大島は、海風の影響を受けることから、水はけのよい砂まじりの土壌と、早い時間から朝日の当たる日当たりのよい気候条件に恵まれており、サツマイモ栽培に適した場所とされている。

（３）人口

昭和 55 年の国勢調査人口 132,339 人をピークに減少傾向となり、合計特殊出生率（平成 30 年－令和 4 年）は 1.60 であるものの、令和 2 年の国勢調査人口は 115,938 人となっており、令和 7 年 4 月 1 日時点の住民基本台帳人口は、112,017 人となっている。

本市の高齢化率は、昭和 55 年の 9.9%（65 歳以上老年人口 13,042 人）から平成 27 年には 30.6%（65 歳以上老年人口 36,715 人）へと大幅に上昇しており、超高齢社会に入り、人口の約 3 人に 1 人は 65 歳以上の高齢者が占めている。

一方、15～64 歳の生産年齢人口は、同期間で 66.8%から 55.6%に約 10 ポイント減少し、14 歳以下の年少人口も同様に 23.3%から 13.2%と約 10 ポイント減少している。

自然増減は、未婚率が男女とも上昇傾向にあることや、死亡者数が出生数を上回っていること等が要因で自然減の傾向となっている。また、社会増減は、製造業が基幹産業となっていること等による 20 代・30 代前半での転入超過があるものの、男女とも 10 代での転出超過があり、特に女性においてその傾向が顕著となっていること等から社会減の傾向となっている。

本市が平成 27 年に策定した新居浜市人口ビジョンにおいて、今後、合計特殊出生率と社会増減の改善を図ることにより、令和 22 年まで人口 10 万人を維持し、令和 42 年に 9 万人の人口を維持することを目標に掲げている。

新居浜市を将来にわたり持続可能なまちへと発展させるためには、人口減少問題を克服し、地域経済の活性化を実現していくことが最重要課題となっているため、人口減少に対し、観光振興による観光客の増加による賑わいの創出や観光客の消費による経済の活性化を目指している。

（４）産業

本市の産業別就業者数は、令和 2 年の国勢調査によると総数が 53,248 人となっており、産業別では、第一次産業が 1,194 人、第二次産業が 17,030 人、第三次産業が 33,827 人となっており、第二次産業と第三次産業で全体の約 9 割を占めている。

本市の産業は、江戸時代の別子銅山開坑により繁栄し、工業都市として非鉄金属、化学工業、産業機械などの重化学工業を中心に発展してきており、現在では、部品加工、プラント保守、ソフトウェア開発など幅広い分野にわたり、多彩で重層的な産業が集積している。

国、県と比べ移輸入、移輸出の割合がともに大きく、域外への移輸出に支えられた粗付加価値の超過（地域経済の黒字）が特徴となっており、市内生産額の構成比での製造業は、全国平均と比べても比重が高く、「地域雇用貢献（従業者数）」、「域外マネー獲得（移輸出）」、「所得創出（生産額、付加価値）」の観点からも製造業各部門が目立っており、製造業を中心とした域外市場産業に支えられている移輸出に依存した経済と言える。

一方、農業においては、令和 2 年の国勢調査によると就業者数が 544 人となっており、産業全体に占める割合としては少ないが、地域の農業を牽引していく中心的な経営

体としての役割を担う認定農業者を中心に、優良な農地を確保しながら、稲作や野菜栽培を中心に営農を進めている。

（５）本市農業の特徴

本市の平野部では、住宅地と農地が混在しているため、小規模零細農家が多く、産直市やスーパー等のインショップでの販売が中心であることから、少量多品目の農産物の生産を奨励し、地産地消の推進を図っている。

令和２年農林業センサスによると、市内の総農家数は１,２７７戸で、このうち約７割の８７４戸は自給的農家で、残り約３割の４０３戸が販売農家となっている。

本市の農業産出額は、農林水産省の市町村別農業産出額（令和５年推計）で約９.４億円と推計される。その内訳は、野菜が約３.５億円で約３７％と最も多く、続いて、米が約２.５億円で約２７％、果実が約８千万円で約９％となっている。

本市の特産物としては、七福芋と呼ばれているサツマイモが離島である大島を中心に栽培されており、上品な見た目とねっとりとした食感が特徴であり、全国でも限られた場所でのみ生産されており、その希少性から幻のサツマイモとも呼ばれている。

今後は、本市が消費地でもあるという特徴を生かし、高収益作物の導入を進め、地元産直市等への高収益作物の出荷を推進し、収益力の強化を目指している。

（６）構造改革特別区域の特性

本市では、農家の高齢化、担い手不足、耕作放棄地の増加などの課題がある一方、食育や健康への関心が高まっていることから、安全安心な農産物の消費拡大や地産地消を推進するため、新居浜市地産地消協力店認定制度を設けるとともに、市内２８カ所に自然農園を設置するなど、市民が農業に関わることができる取組を行っている。

また、地域特産物である希少なサツマイモの栽培においても、生産農家の減少や耕作放棄地の増大などにより、生産量が減少していることから、その課題の解決を図るため、地域おこし協力隊制度を導入し、耕作放棄地を活用した農産物の栽培を進めることで生産量の増加を進めている。

本規制の特例措置を活用することで、酒類製造免許に係る最低製造数量基準が緩和され、地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎の製造が少量から可能となるため、原料の生産から加工品の製造・販売までを市内で一貫して行う、地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎により、地域ブランド力の強化が一層図られ、市の魅力発信に繋げていく。

また、本規制の特例措置の活用による新たな特産品である地元産の単式蒸留焼酎の消費拡大を市内・市外で進めていくことにより、原料となる地域特産物であるサツマイモの生産量の増加、原料生産者や加工者などの関連事業者の収益の向上、新たな農業従事者の確保、離島である大島を中心とした交流人口の拡大による振興など、地域経済の活性化を進めることを目指していく。

5 構造改革特別区域計画の意義

本市では、七福芋と呼ばれる希少なサツマイモのブランド化を行っているが、担い手の減少、世界的気候変動、耕作放棄地の増加などにより生産量が減少しており、生産者の確保、生産量の増加、栽培技術の伝承などに取り組む必要がある。

本規制の特例措置を活用することにより、地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎の製造が市内で可能となるため、地域特産物の新たな販路として事業の広がりが期待される。

従来、地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎が市外の酒造会社で製造されていたが、原材料の生産から製造・販売までを一貫して地域内で行うオリジナルブランドとしての単式蒸留焼酎の製造が可能となることで、特産物の付加価値を向上させ、ブランド力の強化につなげるとともに、生産量・生産者の増加を図ることで生産者の収入の向上や農業経営の安定が図られ、地域の活性化につながるものとする。

6 構造改革特別区域計画の目標

本規制の特例措置の活用により、地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎の製造が少量から可能となることから、地域ブランドの単式蒸留焼酎の販売を通じて、地域特産物の利用拡大や交流人口の拡大等に資するよう次の目標を掲げる。

(1) 地域特産物の利用拡大

地域特産物であるサツマイモについては、現状では、焼芋、スイーツ、パン等の商品に利用されているが、本規制の特例措置の活用により、新たに単式蒸留焼酎の原料としての利用拡大を図る。

(2) 地域特産物の生産量増加

本規制の特例措置の活用により、地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎の製造が可能となることで、新たなブランド焼酎の販売を通じて、地域特産物であるサツマイモの生産量の増加を図る。

(3) 地域経済への波及

地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎の製造が可能となることで、焼酎製造への新規参入が図られるため、農業者や製造者等の関連事業者への新たな事業機会の提供が図られ、雇用の創出等に繋げていく。

さらには、単式蒸留焼酎の製造と併せて、担い手の確保や耕作放棄地の活用による作付面積の拡大等による生産量の増加を図りながら、将来的に、増産に対応できる環境を整備することで経営の強化を図る。

	令和7年度	令和8年度	令和9年度
製造見込事業者数	1	1	1
製造見込数量	0k1	2k1	4k1

(4) 交流人口の拡大

地域特産物であるサツマイモの生産量の増加を図ることで、主要な生産地である離島の大島を中心に、新たな耕作者を呼び込むことで農業関係の交流人口の拡大を図るとともに、中世に活躍した伊予水軍の統領の生誕地と言われている大島の伊予水軍にまつわる遺跡等の歴史や伝統に加え、地域特産物である貴重なサツマイモの生産地としての観光交流人口の増加を図る。

(5) 耕作放棄地の減少

担い手の高齢化や後継者不足による生産者の減少により耕作放棄地が増加しているため、地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎の製造・販売を通じて、地域特産物の生産量・生産者の増加を図ることで、耕作放棄地の減少を進める。

	現況 (令和元年度)	目標値 (令和12年度)
耕作放棄地等の面積	71.9ha	70.9ha

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特定事業の実施予定者は、本市における地域特産物を原料とする酒類の製造に、出荷することができない規格外のサツマイモや長期保存が可能なペースト状の加工品を原料として活用するなど、農作物の有効活用を進め、持続可能な社会への貢献を計画している。

これまで廃棄されていたサツマイモや加工品を買い取ることで、生産者や加工者の収入が向上し経営の安定化に繋がることや、新しい特産物として農産物自体の付加価値を向上させることが期待できる。

(1) 新たな特産物による地域の活性化

本市の地域特産物は、自家消費や直売所での販売が多いため、スーパー等の小売店で購入できる機会が少ない状況である。市内で生産されたサツマイモを原材料に使用した単式蒸留焼酎を市内で製造することで、市内での流通・消費が促進され、地域特産物の知名度が広がり、農業従事者の生産意欲の向上につながる。さらには、熱意と情熱をもって栽培に取り組む姿勢が周囲の農業従事者へ好影響を与え、新たな農業後継者を呼び込むことで地域特産物の作付面積が増加し、生産量減少、担い手不足、耕作放棄地等の課題を緩和することが期待される。

	現況 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
サツマイモ（七福芋） 作付面積	1.0ha	3.0ha

(2) ブランド力による魅力発信

全国でも生産している場所が限られていることから、幻のサツマイモと呼ばれる希少性の高いサツマイモを原料に使用した単式蒸留焼酎は、高付加価値のあるブランドとして特産品の魅力のみならず、新居浜市の魅力をPR・発信することが期待される。

(3) 農業経営の安定化、収入の向上

本市が工業都市としての発展を遂げてきたこともあり、本市の農業経営の特徴としては、農地と住宅地が混在し、農地の集約化が進みにくい状況であるため、小規模零細農家が多く、販売農家が少なく、産直市等のインショップにも新居浜産の農産物の種類や量が少ないことが挙げられる。

しかしながら、認定農業者を中心に、限られた優良な農地を確保するとともに、少量多品目の生産を推奨し、地産地消の推進を図っている。

本規制の特例措置を活用することにより、地域特産物を原料とする単式蒸留焼酎の製造・販売を通じた希少なサツマイモの生産を推奨していくことで、高収益作物の生産による農業収入の向上を図り、農業経営の安定化を進め、認定農業者数の増加に繋げていく。

	現状 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
認定農業者数	34 経営体	35 経営体

(4) 地産地消の推進

本市では、地域で生産された農産物を地域で消費することによって、生産者と消費者を結び付け、農業の振興を進める取組として、地産地消協力店認定制度を導入しており、現在、市内の11店舗を認定している。

また、農家以外の人々が野菜を栽培して自然に触れ合うとともに、農業に対する理解を深めること等を目的に、市内にある耕作放棄地等を利用して自然農園を開設しており、現在、市内に28カ所を開設している。

本規制の特例措置の活用による地域特産物であるサツマイモを原料とする単式蒸留焼酎の製造販売により、地域で生産された農産物を地域で消費する意識が市民に浸透し、農業に触れ合う機会の増加や農業への理解の促進につながることが期待される。

	現状 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
地産地消 協力店数	11 店舗	17 店舗

8 特定事業の名称

709 (710、711) 特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第 26 条）

別紙

1 特定事業の名称

709（710、711）特産酒類の製造事業（構造改革特別区域法第26条）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

構造改革特別区域内において生産される地域の特産物として指定された農産物（サツマイモ又はこれらに準ずるものとして財務省令で定めるものに限る。以下、「特産物」という。）を原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする者

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

本構造改革特別区域計画の認定を受けた日

4 特定事業の内容

（1）事業に関与する主体

上記2に記載の者で、酒類製造免許を受けた者

（2）事業が行われる区域

新居浜市の全域

（3）事業の実施期間

上記2に記載の者が、酒類製造免許を受けた日以降

（4）事業により実現される行為

上記2に記載の者が、特産物を原料とした単式蒸留焼酎の提供・販売を通じて地域の活性化を図るため、単式蒸留焼酎を製造する。

5 当該規制の特例措置の内容

当該規制の特例措置により、特産物を原料とした単式蒸留焼酎を製造しようとする場合には、酒類製造免許に係る最低製造数量基準（10 キロリットル）が、適用されないことにより、小規模な主体も酒類製造免許を受けることが可能になる。

これにより、地産地消が推進されるとともに、新たな地元特産品及び地域ブランドの創出が図られ、農業の振興、観光交流人口の拡大及び地域活性化に寄与する。

なお、当該特例措置により、酒類製造免許を受けた場合も、酒税法の規定に基づき、酒税の納税義務者として必要な申告・納税や各種記帳義務が発生し、税務当局の検査及び調査の対象となることから、市は、無免許製造を防止するために制度内容の広報に努めるとともに、特産酒類に係る製造免許を受けた者が酒税法の規定に違反しないよう、指導及び支援を行うこととする。